

平成 22 年第 4 回臨時会会議録

平成 2 2 年 第 4 回菊池市議会臨時会会期日程表（会期 1 日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
4 月 2 8 日	水	本会議	開会宣告・開議 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 質疑・討論・採決 閉会宣告

平成２２年 第４回菊池市議会臨時会会議録（目次）

4月28日（水曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第1号……………	465
2. 本日の会議に付した事件……………	465
3. 出席議員氏名……………	465
4. 欠席議員氏名……………	466
5. 説明のため出席した者の職氏名……………	466
6. 事務局職員出席者……………	467
7. 開 会……………	468
8. 諸般の報告……………	468
9. 開 議……………	468
10. 日程第1 会議録署名議員の指名……………	468
11. 日程第2 会期の決定……………	468
12. 日程第3 議案第43号から議案第45号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決……………	469
13. 日程第4 議案第46号上程・説明・質疑・討論・採決……………	477
14. 閉 会……………	486

第 1 号

4 月 28 日

平成 22 年第 4 回菊池市議会臨時会

議事日程 第 1 号

平成 22 年 4 月 28 日（水曜日）午前 10 時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案第 43 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（平成 21 年度菊池市一般会計補正予算（第 14 号））

議案第 44 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（菊池市税条例の一部を改正する条例）

議案第 45 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

一括上程・説明・質疑・討論・採決

第 4 議案第 46 号 工事請負契約の締結について

上程・説明・質疑・討論・採決

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 43 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（平成 21 年度菊池市一般会計補正予算（第 14 号））

議案第 44 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（菊池市税条例の一部を改正する条例）

議案第 45 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第 4 議案第 46 号 工事請負契約の締結について

上程・説明・質疑・討論・採決

出席議員（28 名）

1 番 東 英 俊 君

2 番 東 裕 人 君

3番	泉	田	栄一朗	君
4番	森		清孝	君
5番	藤	野	敏昭	君
6番	樋	口	正博	君
7番	二ノ	文	伸元	君
8番	中	山	繁雄	君
9番	水	上	博司	君
10番	三	池	健治	君
11番	怒留湯		健蓉	さん
12番	坂	本	昭信	君
13番	隈	部	忠宗	君
14番	奈	田	臣也	君
15番	葛	原	勇次郎	君
16番	木	下	雄二	君
17番	坂	井	正次	君
18番	森		隆博	君
19番	山	瀬	義也	君
20番	本	田	憲一	君
21番	栃	原	茂樹	君
22番	松	本	登	君
23番	工	藤	恭一	君
24番	境		和則	君
25番	北	田	彰	君
26番	外	村	國敏	君
27番	徳	永	隆義	君
28番	横	田	輝雄	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市	長	福	村	三	男	君
副市	長	永	田	明	紘	君
総務部	長	石	原	公	久	君
企画部	長	谷	口		誠	君

市 民 部 長	宮 本 啓 一 君
経 済 部 長	岩 下 義 人 君
建 設 部 長	中 原 純 一 君
七城総合支所長	赤 星 和 範 君
旭志総合支所長	山 田 憲 章 君
泗水総合支所長	春 木 義 臣 君
財 政 課 長	松 岡 千 利 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	田 代 武 則 君
教 育 長	田 中 忠 彦 君
農業委員会事務局長	齋 藤 誠 君
水 道 局 長	安 武 昭 二 君
監 査 事 務 局 長	大 塚 茂 幸 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	永 田 哲 士 君
議 事 課 長	城 主 一 君

○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

午前 10 時 00 分 開会

○議長（北田 彰君） ただいまの出席議員は 28 名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成 22 年第 4 回菊池市議会臨時会を開会します。

○議長（北田 彰君） ここで、日程に先立ちまして諸般の報告をいたします。

去る 4 月 14 日に第 242 回熊本県市議会議長会が山鹿市で開催され、会務報告及び議案について審議しました。また、4 月 22 日から 23 日まで、第 85 回九州市議会議長会定期総会が開催されましたので出席してまいりました。

次に、監査委員から、平成 22 年 3 月の一般会計、特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査の報告があっております。

なお、詳細については、事務局に備えつけの書類によりご承諾いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

午前 10 時 01 分 開議

○議長（北田 彰君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（北田 彰君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 81 条の規定により、泉田栄一郎君及び森清孝君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（北田 彰君） 次に、日程第 2、会期の決定について議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして本日の 1 日間とすることに結論をみておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日の 1 日間と決定しました。

日程第 3 議案第 4 3 号から議案第 4 5 号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決
○議長（北田 彰君） 次に、日程第 3、議案第 4 3 号から議案第 4 5 号までの 3 議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） おはようございます。

本日、平成 22 年第 4 回の菊池市議会臨時会を招集いたしましたところ、本会議にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

まず初めに、新聞等で一部報道がありました大型養鶏場建設に伴う損害賠償等請求事件控訴審につきまして、福岡高裁は毎月 9 日、原告が求めていました営業損害額 1 億 1,000 万円については認めない控訴棄却の判決を言い渡し、一審判決を支持しました。

この裁判は、平成 19 年 5 月の提訴以来、約 3 年間にわたり争われてまいりましたが、上告期間の 2 週間が過ぎても相手が上告せず、終了いたしましたことをご報告申し上げます。

議員の皆様を初め、市民の皆様、特に水迫地区の皆様のご支援、ご協力によりまして、このような結果になりましたことに対し、心より感謝いたします。

それでは、ただいま上程されました議案につきましてご説明申し上げます。

議案第 4 3 号から議案第 4 5 号までの 3 議案につきましては、地方自治法第 179 条の規定に基づき専決処分いたしましたので、報告し、承認を求めるものでございます。

内容の詳細につきましては、総務部長に説明をいたさせますので、慎重審議の上、速やかにご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） おはようございます。

それでは、議案第 4 3 号から議案第 4 5 号までの専決処分 3 議案につきまして、一括してご説明いたします。

1 ページをごらんください。

議案第 4 3 号、専決処分の報告及び承認を求めることについてでございますが、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

あけていただきまして、2 ページが専決処分書でございます。

3 ページ、専決第 1 号、平成 2 1 年度菊池市一般会計補正予算（第 1 4 号）でございます。

4 ページをお開きください。

今回の補正は、5 億 3, 7 7 2 万 3, 0 0 0 円を追加するもので、補正後の予算総額を 2 5 9 億 9, 6 7 7 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。

次に、1 2 ページ、1 3 ページをお開きください。

歳入の事項別明細をご説明いたします。

款 1 市税、目 1 市たばこ税の 1, 0 0 0 万円の減額補正は、見込みよりも若干下回るおそれがありますので、今回、減額をするものでございます。

次に、款 2 の地方譲与税から款 3 の利子割交付金、款 6 の地方消費税交付金、款 7 のゴルフ場利用税交付金、款 8 の自動車取得税交付金につきましては、平成 2 1 年度の交付額が確定いたしましたので、予算の調整を行うものでございます。

次に、款 1 0 の地方交付税ですが、これにつきましては平成 2 1 年度の特別交付税の額が 1 0 億 9, 5 2 0 万円と確定いたしましたので、増額補正を行ったものでございます。

次に、1 4、1 5 ページをお開きください。

款 1 5 県支出金、目 5 農林水産業費県補助金の 1 億 7, 8 9 1 万 8, 0 0 0 円の補正は、平成 2 1 年度国の緊急経済対策事業として生産総合対策事業補助金を予定しておりましたが、今回、県からの配分が追加交付されたことにより補正するものでございます。

次に、1 6、1 7 ページをお開きください。

歳出の事項別明細をご説明いたします。

款 2 総務費、目 1 2 新市調整費の 3 億円の追加補正は、今回の補正予算で財源に余裕が生じたので、その一部を庁舎建設基金に積み立てるものでございます。これにより、基金の額は約 9 億円となるものでございます。

次に、款 5 農林水産業費、目 3 農業振興費の 1 億 7, 8 9 1 万 8, 0 0 0 円の追加補正は、先ほど歳入でもご説明いたしましたとおり、平成 2 1 年度の国の緊急経済対策事業により、生産総合対策事業、これは J A のカントリーエレベーターと荒茶工場の改修事業に係るものでございますけれども、これへの補助を計画しておりましたが、今回、県から配分が追加交付されたことにより補正するもので、今回の補正により、事業者の負担は 5 割から 1 割に軽減されることとなります。

次に、款 1 0 災害復旧費、目 3 林業施設災害復旧費の 2 2 8 万 1, 0 0 0 円の追加補正は、平成 2 1 年度に発生いたしました林道八方ヶ岳線の災害復旧工事に関す

る経費でございます。追加の要因が、3月の定例会中に判明いたしましたので、所管の経済委員会にご報告申し上げ、ご了解をいただいたところでございます。

次に、款13の予備費5,652万4,000円の補正は、今回の補正での財源余裕分を予備費に計上したものでございます。

戻っていただきまして、7ページをお開きください。

第2表の繰越明許費補正をご説明いたします。

まず、上段の追加分ですが、款7土木費、項2道路橋梁費、市道永出分上ノ庄線道路改良事業の921万8,000円ですが、繰り越しの理由といたしまして、当該路線の事業用地であります養鶏場跡地が筆界未定となっていることから、その筆界の確定に見込み以上の時間を要したことにより繰り越すものでございます。

次に、款10災害復旧費、項2農林水産業施設災害復旧費、林業施設災害復旧事業の1,565万2,000円は、先ほど歳出の事項別明細で申し上げましたとおり、林道八方ヶ岳線の災害復旧工事に関する経費を繰り越すものでございます。

次に、変更分でございますが、款2総務費、項1総務管理費、地域グリーン・ニューディール基金事業は、本庁舎の空調改修工事及び太陽光発電パネル設置工事におきまして、前渡金の支払いが平成22年度に変更されたことから、繰越額を1,082万5,000円追加して、総額を9,328万5,000円とするものでございます。

次に、款5農林水産業費、項1農業費、生産総合対策事業分につきましては、先ほど歳出でご説明いたしましたとおり、県からの追加配分を含めて、全額を繰り越すものでございます。

第3表の地方債の補正は、林道八方ヶ岳線の災害復旧工事に係る災害復旧事業債の限度額を1,810万円に変更するものでございます。

以上、専決1号についてご説明をさせていただきました。

次に、議案の19ページをお願いいたします。

議案第44号、専決処分の報告及び承認を求めることについて、続けて議案の27ページをごらんください。

議案第45号、同じく専決処分の報告及び承認を求めることについて、この2議案につきましては、国におきまして地方税法の一部を改正する法律が平成22年3月24日可決成立、3月31日に公布されましたので、本市においても関連する条例を3月31日付で専決処分したものでございます。改正する内容につきましては、2月19日の全員協議会の中で概略を説明したところでございます。

それでは戻っていただきまして、議案の19ページをお願いいたします。

議案第44号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。地方自治法第1

79条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

あけていただきまして、20ページが専決第2号専決処分書で、菊池市市税条例の一部を改正する条例を専決処分したものでございます。右の21ページが、菊池市税条例の一部を改正する条例でございます。

主な改正点につきまして、別冊の新旧対照表により説明を申し上げます。

新旧対照表の2ページの右側の下段をごらんいただきたいと思います。

第36条の3の2及び36条の3の3の改正でございますが、こちらにつきましては今回の市民税関係の主たる改正部分でございます。

改正内容につきましては、所得控除から、手当の観点から、子ども手当の創設と相まって、15歳までの年少扶養親族に対する扶養控除33万円が廃止となります。また、高等学校等の実質無償化に伴い、16歳から18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分12万円が廃止となります。現行制度上は、住民税の扶養控除適用に必要な情報は所得税と一体的に収集しておりますが、今回の年少扶養控除廃止によりまして、所得税法上では年少扶養親族の情報を収集しないこととなります。しかし、非課税限度額制度に活用するため、扶養控除の見直しの後も扶養控除に関する事項を把握できるよう、給与支払報告書及び公的年金等支払報告書について、その記載事項及び様式の見直しを行うなど、所要の措置を講じるものでございます。

次に、新旧対照表の5ページをお願いいたします。5ページの下段から6ページにかけてをごらんいただきたいと思います。

第44条第2項及び第3項並びに第4項による改正部分でございますが、こちらは昨年の改正によりまして、65歳未満の方につきましては給与所得に係る税額は特別徴収を行い、年金に係る税額については普通徴収で対応するようになっております。しかし、窓口等で納付の手間が新たに発生するなど問題も多く、納税者の利便性の観点から、65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者については、特別徴収すべき給与所得に係る税額に公的年金等に係る所得税額等を加算して、つまり一括特別徴収することができるように変更するものでございます。つまり、平成22年度以前の方式へ戻すものでございます。

次に、新旧対照表の12ページをお願いいたします。

中ほどになりますが、第95条の改正でございます。こちらは国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、税率を引き上げるものでございます。1本当たり3.5円の税率引き上げとなり、消費税等を含めると、価格上昇は1本当たり5円程度となる見込みでございます。

次に、新旧対照表の１３ページをお願いいたします。

附則第１９条の３の改正につきましては、給与所得課税の一本化の取り組みの中で個人の株式市場への参加を促進する観点から、上場株式等の配当、譲渡益の減税率の廃止に伴い、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を導入するものでございます。

以上が菊池市税条例の一部を改正する条例の主な内容でございますが、それ以外の多くの部分につきましては、地方税法の一部改正に伴います条項あるいは条文の整理でございます。

続きまして、議案第４５号についてご説明申し上げます。

議案の２７ページをごらんください。

議案第４５号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第３項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

あけていただきまして、２８ページが専決第３号専決処分書で、菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したものでございます。今回の改正は、地方税法の一部改正に伴いまして、本市の国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表の１８ページからご説明を申し上げます。

１８ページの３行目になりますが、第２条第２項の課税額の改正でございますが、これは国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を現行の４７万円から３万円上げまして５０万円となる改正でございます。また、第２条第３項の課税額の改正につきましては、後期高齢者支援金分の限度額の変更でございます。現行の１２万円から１万円引き上げまして、１３万円となる改正でございます。

以上のことから、医療分、後期高齢者支援金分、介護分を合わせました課税限度額が現行の６９万円から７３万円となるものでございます。

次に、同ページの中ほどをごらんいただきたいと思います。

第２３条の改正でございますが、これはただいまの第２条第２項及び第３項の改正を受けまして、国民健康保険税の減額に関する規定の限度額もあわせて改正を行うものでございます。

次に、新旧対照表の１９ページをお願いいたします。

右のほうの中ほどになりますが、第２３条の２、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例、つまり非自発的失業者に対する国民健康保険税の軽減措置を講じるものでございます。倒産、解雇等の事業主都合や雇用期間満了に伴う離職者に対しまして、離職の翌日の日、属する月から離職日の属する年の翌年度末ま

での期間を対象とし、軽減するものでございます。

具体的には、前年所得の給与所得のみを100分の30として算定するものでございます。失業者の国民健康保険税が過重な負担となることを防ぐことが目的でございます。

また、下のほうになりますが、第24条の2につきましては、雇用保険受給者資格証明を用いた申告の必要性について追加するものでございます。

その他の改正部分につきましては、地方税法の改正に伴いまして、条項及び条文の整理を行ったものでございます。

以上、議案第43号、議案第44号、議案第45号の専決処分の報告及び承認を求めることについて、一括してご説明いたしました。よろしくお願い申し上げます。

○議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

東 裕人君。

〔登壇〕

○2番（東 裕人君） おはようございます。

議案第43号、専決第1号、平成21年度菊池市一般会計補正予算のうち庁舎建設基金積立金について、市長にお尋ねをします。

まず、これは専決処分ということですが、この大事な問題がなぜ専決処分とされるのか、初めにお聞かせいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

〔登壇〕

○市長（福村三男君） 庁舎建設基金の3億円の積み増しでございますが、本来はこのことにつきましては、昨年の選挙当時におきまして、1年間の期間を置きながら、これまでの経過を踏まえながら、市民の多くの方々、各種団体を代表するの方々、あるいはまた学識者の方々のご意見を聞きながら方向性を定めたいと、このように申し上げてまいりました。

結果的に、既に議会のほうにもご報告申し上げましたとおり、現在の庁舎と、庁舎建設というものは、二つの財政的なもの、さらには用地の取得の問題、この2点からいたしまして、平成18年12月に凍結して以来の変化というものについて大きな変化が出ないと。さらに、財政的に将来が大変危惧されるということもあって、このプロジェクトをつくりながら財政を長期的な、中期的な計画をつくらなければならないということとあわせて、この畑総事業につきまして、この展望というものはまだ開けていないということを申し上げて、市民の皆様方に、現状においてはやっぱり確認どおり花房台地と用地はいたしますものの、建設が、用地取得ができないという現実の中において、着工できないということを申し上げてまいりました。

そこで、その間においては、庁舎建設に伴うものについては、いわゆるこの準備段階といたしまして、いずれ将来に庁舎の建設というのはつくらなければならないと、進めなければならないという認識のもとにおきまして、合併協議の合意に基づいて庁舎建設の計画は挫折したものではないと。そこで、自主財源というものが常に伴うわけでありますので、いつでも庁舎建設が可能になったときに、その財源を確保しておかなければならないということで、これまで既に3億円を2カ年度にわたって、6億円の積み立てをさせていただきました。

伴いまして、今回、この交付税、交付金があるということもございまして、これについて、先々のことではありますけれども、さらに財政的なものを考えた場合には今の状況の中で積み立てておくべきだろうということで、この積み増しを専決をさせていただきました。期間的な問題も目の前にあるということでございましたので、このように専決をさせていただいたところでございます。

○議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[登壇]

○2番（東 裕人君） 専決処分は、議会を招集する時間的な余裕がない場合など、限定をされています。まるっきり市長の自由裁量ではなく、客観性が要求されるものです。今の答弁を聞いていると、その専決処分とする客観的根拠が示されたとは私は到底思えません。

では、次にお聞きします。

これはもう率直に市長にお尋ねしますが、4月1日に市長が打ち出した新庁舎建設の方針で、凍結はもう解除されたのですか。今の答弁を聞いていても、ちょっとよくわかりませんでしたが、この専決処分はその凍結解除の一環として出されたのか、解除されたのかどうかだけお尋ねをします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） このことは凍結解除ということではありません。これまで凍結中におきまして、過去におきまして東議員のほうから、凍結をしていながら基金を造成するということは凍結にならないんじゃないかと、そういったご質問があったことがあります。同様でございまして、今、準備をしておっても、この準備が無駄になるわけでもありませんし、また必ず庁舎建設の時期が来ると。そのときに、この財源がないということになりかねない。とりわけ、このご案内のとおり、26年度をもって合併特例債が失効するということになりますので、一般財源の持ち出しが相当額になってくるということを前提に思いながら、このことをやらざるを得ないと。合併特例債の適用範囲内において、庁舎建設が今の状況といたしまして、

用地の取得が困難であるということからして合併特例債が使えないという、庁舎建設については使えないということを申し上げてまいりました。そのことを危惧しながら、基金造成というのは強くやっていかなければならないということでありまして、凍結を解除したものではありません。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） これで質疑を終わります。

議案第４３号から議案第４５号までは、会議規則第３７条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東 裕人君。

〔登壇〕

○２番（東 裕人君） 議案第４３号、専決第１号、平成２１年度菊池市一般会計補正予算に反対、不承認の討論を行います。

理由として、歳出３億円の庁舎建設基金積立金の問題を挙げたいと思います。

この庁舎建設基金については、私は平成１９年３月議会での基金条例も、予算も決算も一貫して反対をしてきました。特に積立金額については、総事業費９８億円をベースに算定されたものであり、事業内容も総事業費の規模も明確になっていない中での３億円もの基金積み立ては認められないこと、また凍結中の資金の移動は認められないことなどを主張してきました。このような問題点が解決していない状況では、この基金積み立ては認めることはできません。

さらに、市長自身が市民世論を二分すると繰り返し述べるほど、重大な新庁舎問題の極めて重要な構成部分である建設基金を専決処分とすること自体、市長の政治的責任も含めて問われる問題であると考えます。

よって、この専決処分は認められず、反対をするものであります。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） これで討論を終わります。

討論がありましたので、起立によって採決します。

お諮りします。議案第４３号については、原案のとおり承認する方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（北田 彰君） 起立多数です。よって、議案第４３号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第４４号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。よって、議案第４４号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第４５号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。よって、議案第４５号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第４ 議案第４６号上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（北田 彰君） 次に、日程第４、議案第４６号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

議案書は３１ページでございます。

議案第４６号、工事請負契約の締結については、平成２１年度限府小学校校舎改築建築工事について、緒方・八方・丸和特定建設工事共同企業体と工事請負契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

内容の詳細につきましては総務部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましては、議案につきまして速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） それでは、議案第４６号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

平成２１年度限府小学校校舎改築建築工事につきましては、菊池市議会の議決に

付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の議会の議決に付さなければならぬ契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事、または製造の請負とするとの規定に基づき、お願いするものでございます。

この工事につきましては、市内業者3社による組み合わせとし、五つのジョイントベンチャーにより、この4月5日に入札を行い、その後の事務処理を経て、20日に仮契約を行いましたので、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的。平成21年度隈府小学校校舎改築建築工事。

2、工事場所。菊池市隈府地内。

3、契約の方法。条件付一般競争入札。

4、契約の金額。5億7,225万円。

5、契約の相手方。緒方・八方・丸和特定建設工事共同企業体。代表者、菊池市野間口1097番地、株式会社緒方建設代表取締役緒方公一。

以上、議案第46号の説明とさせていただきます。

○議長（北田 彰君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

本田憲一君。

[登壇]

○20番（本田憲一君） 議案第46号について、執行部にお尋ねいたします。

まず、この工事の入札金額、落札率が99.15%とお聞きいたしましたが、この高い落札率について執行部はどのようなお考えがあるのかお聞きいたします。

それから、3月の定例会で同僚議員の栃原議員のほうからも質疑がありましたが、1業者1種という菊池市の協会のほうでの決まりを3月時点で1業者2種に拡大した。なぜ拡大したのか、再度お尋ねいたします。

先ほどの議運のときに部長のほうにお聞きしましたら、22年度から執行すると言われましたが、22年度からでしたら4月からだろうと思いますが、この変更は3月中になぜあったのか、お聞きしたいと思います。

それから、議会承認の契約の金額が1億5,000万円ですが、今後、この金額の引き下げの検討はないか、お聞きいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） まず、1点目の入札率99.15%の落札率が高いのではないかと、どのような執行部は考えを持っているかということでございますが、この物件につきましては、高どまりの入札率となっております。極力市内業者のほうに発注の受注の機会を与えておりますので、あとは業者の方々がもう少し努力して頑

張っていただきたいなというふうには考えております。

2点目の1業者1業種をなぜ3月から改正したかという点でございますが、先ほどの議運の説明の中で、私、誤っております、22年度からと申し上げましたが、22年の3月からでございます。

なぜ3月からそういうふうにしたかと申しますのは、限府小学校の改築建築工事の予定がございまして、これまでも議会から再三なだけ市内の業者に受注の機会を与えてほしいというご意見もいただいておりますし、1業者2業種を改正してほしいということのお願いもあっております、なるべく管内の事業者の方に受注の機会を与えるということから、3月から改正したものでございます。

3点目の1億5,000万円の金額の引き下げについての今後の考え方ということでございますが、これにつきましては近隣の市とも情報を得ながら、今後、どのようなのが適正な価格であるかは検討させていただきたいと思っております。

以上お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○20番（本田憲一君） 再度お聞きいたします。

市内の業者の方に落札していただくよということで、条件付指名競争入札と言われました。確かに、私たちの議会のほうも地場産業育成ちゅうことで、市内の業者のほうになるだけ落札していただきたいということで条例を出してもおりますが、余りにも高い落札率ならば、私は見直すべきではないか、それと条件付一般競争入札じゃなくて、競争入札にしたらという考えも持っておりますが、それについての執行部はどのような考えがありますか。再度お尋ねします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 先ほどの議会の議決に付すべき契約の1億5,000万円を下げることの回答の中で、今後、検討させていただきたいと申し上げましたけれども、これ地方自治法で規定されておりますので、これの変更はできないってことでございますので、訂正をさせていただきたいと思っております。

それから、今お尋ねの高い落札率でございますが、市内の業者に受注機会を与えるということから、こういう結果が出ております。条件を付さずに一般競争入札にして、市外業者の方の参入を入れるということになりますと競争力が高まりまして、この落札率は下がるということが予想されます。その辺の矛盾もございまして、今後、やっぱり状況等を見ながら、できるだけ市内の業者に受注機会を与えることを前提としながらも、落札率の下がるような工夫も今後やっていきたいという

ふうに考えております。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○20番（本田憲一君） 最後になりますが、ぜひとも市内の業者で落札率の下がるような方法を執行部としても検討していただきたい。

それから、1業者2種ちゅうこの工事の請負の方法も、3月の時点では5社ほどに業種変更がなっておったと思いますが、できますなら全部の業者の方もみんな参入できるように、改正のほうもよろしく願いいたしたいと思います。

終わります。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

横田輝雄君。

[登壇]

○28番（横田輝雄君） 議案第46号についてお尋ねをいたします。

まず、企業体の数が五つだということですが、その入札にかかわった企業体の五つのすべてを、企業体名を教えていただきたいと思います。

と同時に、入札の結果、それぞれ五つの企業体が幾らで入札したのか、開札調書といえますか、それをお知らせをいただきたいと思います。まずお尋ねします。

○議長（北田 彰君） ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時44分

開議 午前10時44分

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 業者名を申し上げます。ランクごとに申し上げます。

Aランク、生田工務店、緒方建設、三和建設、美麗建設工業、株式会社三牧建設工業。

〔「ちょっと待って、企業体をお尋ねしたわけですよ」と呼ぶ者あり〕

○総務部長（石原公久君） 企業体名でございますか。はい、じゃあ企業体名のほうで申し上げます。

○28番（横田輝雄君） ちょっと、じゃあ議長いいですか、資料を提出してください。最初の企業体の五つの名前と、それから金額、入札調書の、開札調書の金額をしたのを資料でください。

○議長（北田 彰君） 暫時休憩します。

○
休憩 午前 10 時 45 分

開議 午前 10 時 46 分
○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

今、横田議員のほうから資料の提出の要求がございましたが、資料提出要求はようございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） いいですね。はい、それでは資料を要求したいと思います。

じゃあ、資料をどうぞ。

総務部長、石原公久君。

〔登壇〕

○総務部長（石原公久君） それでは、資料につきまして、直ちに準備いたしますので、しばらく時間いただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） では、暫時休憩します。

○
休憩 午前 10 時 46 分

開議 午前 10 時 55 分
○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部長、石原公久君。

〔登壇〕

○総務部長（石原公久君） まず最初に、本田議員さんのご質問の中で、落札率のところで 99.15 のところを 91.15 と何か、私、答弁したようでございますので、99.15 ということで訂正をさせていただきたいと思います。

それでは、今、お手元のほうに開札調書を配付したところでございますが、5 ジョイントベンチャーについて読み上げていきたいと思います。

番号 1 番、三和・吉安・相垣建設工事共同企業体。代表者、川瀬和洋。5 億 4,700 万円。

2 番目、生田・坂本・水上建設工事共同企業体。生田健一。5 億 4,630 万円。

3 番、美麗・荒木・豊住建設工事共同企業体、美麗晋也、5 億 4,850 万円。

4、緒方・八方・丸和特定建設工業共同企業体、緒方公一、5 億 4,500 万円。

これが落札となっております。

5 番目、三牧・斉藤・石原建設工事共同企業体、三牧秀利、5 億 4, 8 0 0 万円
となっております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 横田輝雄君。

[登壇]

○28 番（横田輝雄君） ありがとうございます。

今、入札価格を見ますと、非常に近い金額になっておりますが、計算すればわかりますが、ちょっとこのパーセントを全部出してください。99.15%はわかりましたが、上から一つずつそれを出していただきたいと思います。

と同時に、全貌とはいきませんが、もし単独の場合、緒方建設あるいは八方建設あるいは丸和建设、ばらばらにした場合、どの程度の企業体であるのか。

それと、こういったベンチャーを組んでありますが、こういったものはどのような形で組むのかというのが何かあれば、それを教えてください。

2 回目の質問といたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） お答えいたします。

今、率のほうはちょっと計算しておりますので、もうちょっとお待ちください。

ジョイントベンチャーをどのように組むのかということでございますが、こういった大規模な工事でございますので、特定業種の免許を持っているところをやっばり入れなければ危険を伴いますので、特定業種を2社以上持っているところを組み合わせてもらいたいということで、条件を2社以上の特定業種の免許を持っているところを入れること。で、3社で組むことという条件を付したところでございます。そういうことで、ジョイントベンチャーを条件づけております。

ジョイントベンチャーをばらばらにした場合にどのような組み合わせがあるかということでございますが、私どもの考え方といたしましては、2社でのジョイントベンチャーという手もありますけれども、こういった大きな工事でございますし、管内の企業体に請け負っていただきたいということで、3社でその資本をきちんと守っていただくような共同企業体の組み合わせが最善であるというような考え方で、3社組み合わせとしたところでございます。一般に公開されていますジョイントベンチャーにつきましては、ゼネコンあたりが入ってまいりますと、2社で組み合わせば十分資本金力がございますので、できるということが成り立ちます。

じゃあ、率について申し上げますが、先ほどの表の一番上から順に申し上げます。

99.50。2番目、99.38。3番目、99.78。4番目が落札でございます。

ますが、99.15でございます。5番目、99.69%となっております。

以上、お答えいたします。

〔「3社の個体としての力は」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 総務部長、石原公久君。

〔登壇〕

○総務部長（石原公久君） 出資比率を親企業が60%、その他の企業さんが20・20の出資比率と、6・2・2の割合で、出資比率をお願いをしているところでございます。

○議長（北田 彰君） 横田輝雄君。

〔登壇〕

○28番（横田輝雄君） 今の最後の答えのところは少し私の質問とずれていますが、でなくして、例えば緒方建設の場合、建設業者として見た場合、建築業者ですね、今回は。場合は、どのぐらいのどのランクで、どれぐらいのあれに入るかということ、ばらした場合ということでお尋ねしました。だから、企業体を組んでるから、今日は別ですが、お答えできなければそれで結構ですが、そういうことをお尋ねしたことでしたので、それはお考えください。

それと、今のお答えを聞きまして、99.5あるいは99.78、すべて100%近い数字であります。今の世の中ですから、コンピューターもありますし、いろんなこともできるでしょう。しかし、この物件に関しては怪文書が飛びました。私もこも来ました。やはり市民は非常に興味を持っております。こういったことが、これは質疑に当たるかどうかは別として、やっぱり市民はそういったことを、本当に何らか裏にありはしないかというふうな疑いを持つわけです。だから、そういったことがやっぱり執行部はないように、これは十分注意をしていただかないかん。

しかし、これは言っても、それは執行部の責任じゃないということに、これはもう答えはなろうと思えますけども、やっぱりそういったことを日ごろから気をつけていただきたい。なぜならば先ほども、本田議員からも出ていましたが、3月に条例改正までやっているじゃないですか。そして、こういったことにつながってくるというふうに見られても仕方がないということでもあります。

そういったことを考えた場合、企業体というのをどういうふうにして、やはり思ってた組まれたのか、あるいはそのランクごとのいろんなことの組み合わせができましたけれども、この点について、再度どのようなお考えを持ってこういった企業体のランクを組まれたのか、そこら辺をお尋ねをいたしたいと思えます。

○議長（北田 彰君） 総務部長、石原公久君。

〔登壇〕

○総務部長（石原公久君） まず、談合情報たる文書が来たということから、その対応についてお答えをさせていただきたいと思います。

入札は4月5日に行いましたけれども、入札前にそのような文書や情報は一切届いておりませんでした。入札後も市には直接の投書等はあっておりませんが、4月9日の午後5時ごろに熊日新聞社の記者のほうから、熊日のほうに菊池市入札速報という文書が届いたという情報提供がございました。その文書は平成22年4月2日付となっておりますけれども、同封の消印は22年の4月8日、山鹿郵便局となっております、文書を投函したのは入札後の可能性が非常に高いと思われました。

しかし、そういった情報があったということから、12日の日に朝から菊池市公正入札調査委員会を開催いたしまして、協議の結果、各JVから事情聴取を行うことといたしまして、14日に事情聴取を行いました。事情聴取の結果、全業者が談合を否定したため、誓約書の提出を求め、20日付で仮契約をしたところでございます。そういうことで対応したものでございます。

また、JVの組み合わせ方でございますが、普通、もう一つのやり方として、JVの組み合わせをこちらからお願いをして競争入札を付す場合がございます。それ、一度集まっていたいただいて、それぞれ入札、JVを組ませるというやり方があるんですけども、これにつきましては県・国のほうの段階から、非常に談合を助長することとなりかねないというような指導もあっておりまして、自由に組み合わせは自分たちでやってくださいということで、自由にさせたところでございます。

A業者が5社ございますので、A業者5社を親とし、BとCがそれぞれにございますが、その中から自分たちの自由な組み合わせでAを1社とし、B、Cの中から特定建設の免許を持っている企業体を1社入れることという条件を付して、自由な組み合わせといたしたところでございます。

以上でございます。

[登壇]

○28番（横田輝雄君） じゃあ、議長、3回過ぎましたので質疑はやめますが、こういった非常に市民が不安を持つような結果になったわけですから、市長の見解をよかつたらいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 3回終わりましたけど。
福村市長。

[登壇]

○市長（福村三男君） 物品の購入であれ、またこういった請負業務でありまして、ご案内のとおり、中小企業基本条例が制定をされて、地元のものは地元でというこ

とで積極的にいろんな物品購入を初めといたしまして地元志向になっておることはご案内のとおりであります。

今回、特にこの5億数千万円という大変大規模な工事であるということによって、本来であれば、単独企業であれば、これは県でいけば、この建築のランクで言えば、A1というところが大体の相当ランクと言われております。そういうことになれば、菊池市内におけるA1業者は1社しかいないということを聞いておりまして、それを1社にすれば、他の地域の人たちを導入して指名しなければならないということで、確率が多分10分の1、もしくは15分の1の確率になって、基本条例に沿うことができる可能性は極めて低くなるという思いを持っております。

そういう意味で、菊池市内にある業者の中でジョイントベンチャーができないかという中で、この菊池市におけるAA、それからA1とAといいたらいかがでしょうか、そういった業者の方が5社、最高入れて5社はおられると。しかし、Bの業者の方々が2社しかおられないということからいたしまして、建築・建設業でありながら、土木の許可を持って建築の資格もあるという業者を拾い出せば、大体3社ぐらい入って、ちょうど親が5社、そしてBランクの部分がまた5社ということになると。そして、Cランクのほうで7社になるということで、最低5社のジョイントベンチャーは組むことが可能であるという状況であるということを知っております。

そのことで、先ほどご紹介しておりましたように、6・2・2という割合で自由に、親はこの5社であって、そして子どもたちについては、B、Cの中でどちらで組んでもいいと。A、C、CでもA、B、Bでもいいと、あるいはA、B、Cでもいいということで、菊池市内でジョイントベンチャーを組めば100%地元で落札可能であるということでありまして、そういった意味におきましては、地元が落札したということは大変幸いであつたんじゃないかなと思います。ただ、あとはやはり工事でありますので、工事の与えられた期間内に事故なく完成してくれることを願っておりまして、これまでご案内のとおり、つまごめ荘のジョイントベンチャーなどもやってまいりました。

また、何でこの3月か4月かということについては、3月までの21年度の工事であると。その発注を21年度にやれば、どうしても菊池市における相当するランクの方々の数が足りないということになるということがありまして、3月に条例を制定して、3月にその枠の中に、条例に基づきまして指名がなされたということでございますので、何とぞご理解をお願いしたいと思います。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） これで質疑を終わります。

議案第４６号は、会議規則第３７条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第４６号については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。よって、議案第４６号は原案のとおり決することに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

これをもちまして、平成２２年第４回菊池市議会臨時会を閉会します。

本日はこれにて散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

閉会 午前１１時１２分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議員 北 田 彰

菊池市議会議員 泉 田 栄 一 朗

菊池市議会議員 森 清 孝

付 録

平成 2 2 年第 4 回臨時会付議事件一覧および審議結果表

(4 月 2 8 日議決)

議 案 番 号	件 名	審議結果
議案第 4 3 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成 2 1 年度菊池市一般会計補正予算 (第 1 4 号))	原案承認
議案第 4 4 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (菊池市税条例の一部を改正する条例)	原案承認
議案第 4 5 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	原案承認
議案第 4 6 号	工事請負契約の締結について	原案可決

